

『施設入所支援・生活介護事業』重要事項説明書

社会福祉法人つよし会

つよし寮

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※指定障害者支援施設として、ご利用者に対して指定施設入所支援並びに指定生活介護事業を提供します。当サービスの利用は、原則として施設入所支援サービス費並びに生活介護サービス費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者の概要	2
2. 事業の概要	2
3. 事業所の概要	2
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について	8
7. 苦情の受付について	8
8. 緊急時等における対応	9
9. 身体拘束の禁止	9
10. 虐待防止のための措置	9
11. 秘密保持等	9
12. 事故発生時の対応	9
13. 指定協力医療機関	9
14. 非常災害時の対策	10
15. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	10

【社会福祉法人つよし会】 障害者支援施設(施設入所支援、生活介護)

つよし寮

当施設は宮崎県の指定を受けています。(宮崎県指定第 4510400049 号)

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人つよし会
所在地	〒887-0034 宮崎県日南市大字風田3585番地
電話番号	0987-23-5336
代表者氏名	理事長 富山 和年
設立年月日	昭和 40年 10月 1日

2. 事業の概要

事業所の名称・事業の名称	つよし寮 【施設入所支援、生活介護事業】
事業所番号	宮崎県指定第 4510400049 号
事業の目的	障害者総合支援法の理念に基づき適切な運営を図る。
施設の所在地	〒889-2513 宮崎県日南市大字吉野方5655番地4
電話番号	0987-25-3911
施設長(管理者)	高橋 秀直
サービス管理責任者	吉行 純子 山口尚博 上野みどり 肝付広樹
主たる対象者	知的障害者
生活介護事業 提供日・提供時間	月曜日～土曜日(当該月の日数から、8日を控除した日数) ただし、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く。 9:00～17:00
施設の運営方針	生活に押し流されることなく、恵まれた自然と環境を積極的に 活かし、ともに生きる力を身に付けるよう日々の生活と支援を 創意工夫する。 ※詳細な運営方針は、つよし寮運営要綱に記載してあります
開設年月日	昭和54年4月1日
利用定員	施設入所支援 32名、生活介護 32名(短期入所 空床型 2名)
昼間実施サービスに係る 通常の事業の実施地域	日南市の区域とする。 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。
第三者評価の実施状況	当事業所においては実施していません。

3. 事業所の概要

(1) 施設

建 物	構造	鉄筋コンクリート造 1階建、 木造 2階建、鉄骨 1階建
	延べ床面積	1415.62㎡
	利用定員	32名
敷地面積	敷地面積	50,000㎡=5町歩=約500アール
	山 林	約70,000㎡=7町歩

(2) 居室の概要(入所施設のみ)

居室・設備の種類	室 数	備 考
----------	-----	-----

1人部屋	32室	収納有り
------	-----	------

※利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

(3)居室以外の施設設備の概要

設備の種類	室数	備考
食堂	2室	
作業室	3室	作業棟 窯業棟 茶工場
多目的ホール	1室	トイレ付
相談室	1室	
浴室	3室	脱衣所含む
医務室	1室	
静養室	1室	
談話室	2室	
スタッフルーム	3室	
ゲストハウス	1室	
工芸館	1室	
洗濯物干場	2棟	
美術館・調理室	各1棟	
農機具収納庫	2室	
クローゼット	1室	
布団部屋	1室	作業棟
多目的室	1室	〃
トイレ	7室	
屋外トイレ	1棟	
運動場	有	

※当施設では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。

これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者支援施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

(4)居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(5)施設設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、利用者ご自身でその修理に費した金額、又は相当の代金をお支払いいただきます。

に場合には、利用者により負担により現状に復しているにたか、又は相応の代価をお支払いいただく場合があります。

- ② 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合は、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

4. 職員の配置状況

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	施設入所支援	生活介護	備 考
	常勤・非常勤	常勤・非常勤	
施設長(管理者)	1名	1名	
サービス管理責任者	2名	2名	1名兼務
生活支援員	11名以上	11名以上	兼務
看護職員		1名以上	
調理員		1名以上	兼務
事務員		1名以上	兼務
嘱託医師		1名	
計	13名以上	17名以上	

※当施設では、ご利用者に対して施設入所支援・生活介護事業のサービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉(1ヶ月変形労働時間)

職 種	勤 務 体 制
管理者	日勤 8:15～17:15
サービス管理責任者	日勤 8:15～17:15
生活支援員	日勤② 9:30～18:30
看護職員	遅出 11:30～20:30 夜勤 13:00～翌日10:00(交代で休憩をとる) 夜勤② 14:15～翌日10:00(交代で休憩をとる)
調理員	平常 9:00～18:30 早出 6:00～15:00
事務員	日勤 8:15～17:15
医師	年2回の定期検診があります

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

①障害福祉サービス費から給付されるサービス

②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス[①以外のサービス]

があります。

(1)当施設が提供するサービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①施設障がい福祉サービス計画の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した施設障がい福祉サービス計画を作成します。

②日常生活の支援

i 食事の提供

・つよし会の栄養士の指導のもと、栄養と利用者の身体状況を配慮しながら旬の味を大切に
してバラエティに富んだ食事を提供し家族的な雰囲気作りを行います。

ii 入浴

・入浴は毎日行います。ご利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となることを目指し、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

iii 排泄

・ご利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた支援を行います。

iv 着脱衣

・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
・ご利用者の支援度や必要性を考慮し、介助を行います。

v 整容

・個性に配慮し適切な整容が行われるよう援助します。
・シーツ交換は必要に応じて行います。

vi 移動

・屋内外の生活や作業等の活動に於ける移動上の支援・介助を必要に応じて行います。

vii 相談・援助

・当施設はご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限りの助言・援助を行うよう努めます。

〈相談担当窓口〉 主任：吉行 純子

※相談担当以外でも自由にご相談下さい。

viii 創作的活動

・多目的ホール(音響設備等完備)では、音楽リズム、工作アート、レクリエーション等を、また窯業棟では粘土による創作活動を提供します。

ix 生産活動

・農耕(季節野菜作り)、製茶(釜炒り茶、紅茶、煎茶)、窯業(干支他)、縫製(座布団)、
その他の生産活動の機会を提供します。

(工賃の支払い)

上記、生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃と

して、生産活動に従事している利用者に支払います。

x 余暇活動

- ・地域における潤いのある質の高い生活を送ることができるような場面を探り、また、その参加の機会作りに努めます。

③健康管理

i 健康管理

- ・毎日利用者の健康管理に努め、病気や傷等のチェックを行い身体の状態把握に努めます。
- ・塗り薬など、軽易な手当などは施設内処置も行います。
- ・定期健康診断(年2回)、嘱託医の巡回訪問等を実施し、疾病予防・健康管理全般に努めます。

(※検査への抵抗感等によりご利用者自身が著しく拒否された場合には、検査そのものが実施できないと判断する場合があります。)

ii 通院と治療

- ・指定協力医療機関への定期通院により診察、疾病予防、健康管理全般に努めます。
- ・ご利用者が医療機関に通院する場合には、ご家族とのご相談によりその付き添い等について配慮します。(※付き添いを伴う通院の場合、付き添い料が必要です。)

iii 服薬の支援

- ・医療機関から処方された服薬の管理については医務担当(看護師)似て行い、全職員が服薬について周知するよう努めます。

④事故発生時の対応について

- ・利用者に対する指定介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずる。
- ・事業所は、前項の事故の状況及び事故に際しとった処置について記録する。

〈サービスの利用料金〉

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

①障害福祉サービス費支給対象サービス利用者負担額

◆施設入所支援・生活介護

- ・施設入所支援・生活介護サービス費基準額の1割の額
- ・月額負担上限額については、市町村が定めた額

(障害者支援施設 施設入所支援・生活介護事業を利用の方)

②食事の提供に要する費用 日額(基本的な朝・昼・夜の食事) 1,430円

③光熱水費に係る自己負担額 月額 11,500円

- ※1 利用料に定める食事の費用、光熱水費については、負担額が軽減(市町村が定めた額)されることがあります。
- ※2 食事をキャンセルする場合には、利用予定日の7日前までに当施設にお申し出ください。なお、7日前以降のお申し込みの場合には、キャンセル料をいただきます。
(キャンセル料は1日につき、食材費900円です。)
- ※3 光熱水費については前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。
- ※4 介護給付費の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※5 その他の社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
(キャンセル料は朝食190円、昼食300円、おやつ50円、夕食360円です。)

(2)当施設が提供するサービス以外の額

下記のサービスについては、障害福祉サービスの給付対象とならないため、以下の料金については実費をいただきます。

①給付費から支給されない日常生活上の諸費用

項 目	費 用 額 等
イ、日用品費等の購入(被服費及び本人の趣向品)	実 費
ロ、金銭等管理事務サービス手数料(口座振替手数料)	1,000円
ハ、教養娯楽費等	実 費
ニ、理容・美容等	実 費
ホ、その他日常生活上必要となる諸費用	実 費

②利用者の選択により提供する諸費用

・利用者の選定によるサービスは、別途費用加算をいただきます。

日南市内においての通院は原則として当施設でおこないますが、その他、利用者保護者の要望や日南市外の遠方への通院については、保護者でお願いします。

入院については、原則として保護者による付き添いとします。但し、当施設に付添いを依頼される場合は、付添いサービス料金でいただきます。その他のサービスについて実費でいただきます。職員の勤務体制が調整できない場合はお断りすることもあります。なお、下記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

項 目	費 用 額 等
-----	---------

通院付き添いサービス(1回につき)	日南市(月2回まで)	1,000円
	日南市以外	3,000円
入院付き添いサービス (交通移動時間を含みます)	2時間以内	1,000円
	2時間以上4時間以内	3,000円
	4時間以上1時間につき	500円
	泊まり	10,000円
医療機関への薬受け取り	日南市	0円
	日南市外	3,000円
その他	文書コピー	20円
	文書等郵送料	実費

(3)利用料金・費用のお支払い方法

上記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. つよし寮事務所での現金支払い

イ. 指定口座への振込み (振込手数料はご負担下さい。)

金融機関名	宮崎銀行 飢肥出張所	口座番号	普通預金 1054594
フリガナ 口座名義	シャカイフクシホウジンツヨシカイ ツヨシリョウ リョウチョウ タカハシ ヒデナオ 社会福祉法人つよし会 つよし寮 寮長 高橋 秀直		
金融機関名	宮崎第一信用金庫 飢肥支店	口座番号	普通預金 0989087
フリガナ 口座名義	シャカイフクシホウジンツヨシカイ ツヨシリョウ リョウチョウ タカハシ ヒデナオ 社会福祉法人つよし会 つよし寮 寮長 高橋 秀直		

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 宮崎第一信用金庫

毎月25日引き落とし(休日の場合は翌営業日)をいたします。

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間

土、日、祝祭日、年末年始を除く毎日 9:00～17:00

7. 苦情の受付について

社会福祉法第82条の規定により、当法人施設において実施する福祉サービスが利用者にとって適切に利用することができるよう苦情相談を実施し、苦情の適切な解決を図るための窓口を設置しております。

なにか困ったことや相談したいこと、してほしいことなどありましたら、気軽にご相談下さい。もし、直接話せないときには事務所前に意見書を投函できる意見箱がありますのでご利用ください。

①. 苦情及び苦情申出人の範囲

苦情相談の範囲は、当該施設が提供する福祉サービスに係る援助の内容に関することとし、申出

人の範囲は、福祉サービスの利用者、その家族又は代理人及び福祉サービス利用者に関する状況を具体的かつ的確に把握している者とします。

②.当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口担当者	生活支援員	山口 尚博
・苦情解決責任者	施設長(管理者)	高橋 秀直
・第三者委員	齋藤 洋明	連絡先 日南市大字板敷2554番地6
		電話 (0987) 25-9430
	河野 重定	連絡先 宮崎市老松1-3-7
		電話 (0985) 22-1030
・ご利用時間	9:00~17:00	
	(土、日、祝祭日、年末年始を除く)	
・電話番号	0987-25-3911	
・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。		

③.その他苦情受付機関

日南市社会福祉協議会	・所在地 宮崎県日南市中央通1-8-1 日南市保健福祉総合センター内
	・電話番号 0987-23-1191
宮崎県社会福祉協議会 (宮崎県福祉サービス 運営適正化委員会)	・所在地 宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内
	・電話番号 0985-60-0822

8.緊急時等における対応

当施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9.身体拘束の禁止

当施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急時にやむを得ない場合等を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時にやむを得ない理由など必要な事項を記録します。

10.虐待防止のための措置

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

11.秘密保持等

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○当施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

○当施設の職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 当施設は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ておかなければならない。

12. 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録する。

当施設は、利用者に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

13. 指定協力医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
大井外科(嘱託医)	宮崎県日南市星倉1-3-7	0987-25-2100
おび中央病院	日南市飢肥6丁目2番28号	0987-25-2525

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「つよし寮 消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「つよし寮 消防計画」に基づき、年12回以上の夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
その他	総合避難訓練を年2回、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 あり ・スプリンクラー あり ・防火扉 あり ・移動ポンプ あり ・誘導灯 あり ・ガス漏れ警報器 あり ・非常通報装置 あり ・屋外簡易消火栓 あり カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日：各年度初めに関係書類を届け出る 防火管理責任者：高橋 秀直

15. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ず職員に伝え面会してください。 宿泊する際には、事前にご相談ください。
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出届を職員まで提出していただき、許可をとってください。
医療機関への受診	受診が継続的になる場合や、遠方への受診等により専門家への受診が必要と判断した場合は、ご家庭により対応していただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願います。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願います。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みは禁止しています。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令の規定に基づき、利用申込書又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

障害者支援施設：つよし寮(施設入所支援・生活介護事業)を利用するにあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

[事業所]

(所在地) 〒889-2513
宮崎県日南市大字吉野方5655番地4
(名称) 社会福祉法人つよし会 つよし寮

施設長 高橋 秀直 印

(説明者) _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、これから利用する障害者支援施設：つよし寮（施設入所支援・生活介護事業）の重要事項について説明を受け、障害福祉サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

[利用者]

(住所) 〒 _____

(氏名) _____ 印

[代理人]

(住所) 〒 _____

(氏名) _____ 印 (利用者との続柄：)

障害福祉サービス費の利用料金表 1

施設入所支援・生活介護サービス費基準額の1割の額は以下のとおりです。(月額負担上限額については、市町村が定めた額となります。)

(1) 障害福祉サービス費対象サービス利用料金

①施設入所支援：基本的なサービス利用料金(1日あたり)

利用者の障害程度区分	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6
報酬単価(単位:1単位10円)	144単位	209単位	285単位	360単位	432単位
サービス利用料金 (1割負担額)	1,440円 (144円)	2,090円 (209円)	2,850円 (285円)	3,600円 (360円)	4,320円 (432円)
代理受領額	1,296円	1,881円	2,565円	3,240円	3,888円

(2) 特別な支援に伴う利用料金

①施設入所支援事業に係る加算

【夜勤職員配置体制加算】(1日あたり)

サービス利用料金(1割負担)	60単位	600円 (60円)	代理受領額	540円
----------------	------	------------	-------	------

【重度障害者支援加算】(1日あたり)

重度障害者支援加算(1)		28単位	280円	28円
--------------	--	------	------	-----

※一定の条件を満たす場合(プラス)	22単位	220円	22円
重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一)体制を整えた場合	7単位	70円
	(二)夜間支援を行った場合	180単位	1,800円

※加算の算定を開始した日から起算して90日以内 プラス700単位

【夜間看護体制加算】(1日あたり)

サービス利用料金(1割負担)	60単位	600円 (60円)	代理受領額	540円
----------------	------	------------	-------	------

【入所時特別支援加算】新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間について加算

サービス利用料金(1割負担)	30単位	300円 (30円)	代理受領額	270円
----------------	------	------------	-------	------

【入院・外泊時加算】病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、8日を限度として算定

サービス利用料金(1割負担)	320単位	3,200円 (320円)	代理受領額	2,880円
----------------	-------	---------------	-------	--------

【入院・外泊時加算】病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、8日を超えた日から82日を限度

サービス利用料金(1割負担)	191単位	1,910円 (191円)	代理受領額	1,719円
----------------	-------	---------------	-------	--------

【入院時支援特別加算】入院期間が8日を超えて、入院期間が4日未満

サービス利用料金(1割負担)	561単位	5,610円 (561円)	代理受領額	5,049円
----------------	-------	---------------	-------	--------

入院期間が8日を超えて、入院期間が4日以上

サービス利用料金(1割負担)	1,122単位	11,220円 (1,122円)	代理受領額	10,098円
----------------	---------	------------------	-------	---------

【地域移行加算】退所する利用者に対し、退所後の調整を行った場合。退所前、退所後各1回(生活介護利用者に限る)

サービス利用料金(1割負担)	500単位	5,000円 (500円)	代理受領額	4,500円
----------------	-------	---------------	-------	--------

【体験宿泊支援加算】日中サービスを行う体験の機会に係る支援を行った場合

サービス利用料金(1割負担)	120単位	1,200円 (120円)	代理受領額	1,080円
----------------	-------	---------------	-------	--------

【福祉・介護職員処遇改善加算】上記の加算等算定された額に86/1000を乗じる。

【福祉・介護職員特定処遇改善加算】上記の加算等算定された額に21/1000を乗じる。

障害福祉サービス費の利用料金表 2

②生活介護事業 : 基本的なサービス料金(1日あたり)

利用者の障害程度区分	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6
報酬単価(単位:1単位10円)	476単位	524単位	585単位	853単位	1,147単位
サービス利用料金 (1割負担額)	4,760円 (476円)	5,240円 (524円)	5,850円 (585円)	8,530円 (853円)	11,470円 (1,147円)
代理受領額	4,284円	4,716円	5,265円	7,677円	10,323円

【人員配置体制加算】 人員配置体制 1.5:1

サービス利用料金(1割負担)		0円 (0円)	代理受領額	0円
----------------	--	---------	-------	----

人員配置体制 1.7:1

サービス利用料金(1割負担)	212単位	2,120円 (212円)	代理受領額	1,908円
----------------	-------	---------------	-------	--------

人員配置体制 2:1

サービス利用料金(1割負担)	136単位	1,360円 (136円)	代理受領額	1,224円
----------------	-------	---------------	-------	--------

人員配置体制 2.5:1

サービス利用料金(1割負担)	38単位	380円	(38円)	代理受領額	342円
----------------	------	------	-------	-------	------

【福祉専門職員配置等加算 I】

サービス利用料金(1割負担)	15単位	150円	(15円)	代理受領額	135円
----------------	------	------	-------	-------	------

【福祉専門職員配置等加算 II】

サービス利用料金(1割負担)	10単位	100円	(10円)	代理受領額	90円
----------------	------	------	-------	-------	-----

【福祉専門職員配置等加算 III】

サービス利用料金(1割負担)	6単位	60円	(6円)	代理受領額	54円
----------------	-----	-----	------	-------	-----

【常勤看護職員等配置加算(I)】

サービス利用料金(1割負担)	11単位	110円	(11円)	代理受領額	99円
----------------	------	------	-------	-------	-----

【常勤看護職員等配置加算(II)】

サービス利用料金(1割負担)	22単位	220円	(22円)	代理受領額	198円
----------------	------	------	-------	-------	------

【福祉・介護職員処遇改善加算】上記の加算等算定された額に69/1000を乗じる。

【福祉・介護職員特定処遇改善加算】上記の加算等算定された額に21/1000を乗じる。

